

熊本県公報

第 1 1 4 3 6 号
平成 18 年 7 月 28 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)..... (高齢者支援総室)	1
○ " (介護予防通所介護)..... (")	1
○特定計量器定期検査の実施..... (商工政策課)	1
○臨時種畜検査の実施..... (畜産課)	3
○道路の供用開始..... (道路保全課)	3
○道路の区域変更..... (")	3
○ " (")	4
○平成 19 年度熊本県老人福祉施設等整備要項..... (高齢者支援総室)	4
公 告	
○道路の位置指定..... (建築課)	5
○ " (")	5
○土地改良区役員の退任及び就任..... (農村計画・技術管理課)	5
○土地改良区連合役員の退任及び就任..... (")	6
○平成 18 年度特別保護地区の指定に関する指針案の公告縦覧..... (自然保護課)	6
○特定非営利活動法人の設立認証申請..... (男女共同参画・パートナーシップ推進課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請..... (")	7
○ " (")	7
○ " (")	8
○ " (")	8
登 載 依 頼	
○熊本県市町村職員共済組合の平成 17 年度決算の公告..... (市町村総室)	9

告 示

熊本県告示第 781 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
通所介護ほほえみ 荒尾市荒尾 539 番地 1	医療法人社団荒尾クリニック	平成 18 年 7 月 14 日

熊本県告示第 782 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
通所介護ほほえみ 荒尾市荒尾 539 番地 1	医療法人社団荒尾クリニック	平成 18 年 7 月 14 日

熊本県告示第 783 号

計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 19 条第 1 項の規定により、八代市、八代郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集 合 検 査

検査区域	検 査 日	検査受付時間	検 査 場 所	対象となる特定計量器
氷川町	平成 18 年 8 月 21 日	午前 10 時から午後 3 時まで	氷川町役場	非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
氷川町	平成 18 年 8 月 22 日	午前 10 時から午後 3 時まで	氷川町公民館	
八代市	平成 18 年 8 月 24 日	午前 10 時から午前 11 時半まで	JA やつしろ 北新地支所	
八代市	平成 18 年 8 月 24 日	午後 1 時から午後 3 時まで	JA やつしろ 鏡支所	
八代市	平成 18 年 8 月 25 日	午前 10 時から午後 3 時まで	JA やつしろ 鏡支所	
八代市	平成 18 年 8 月 28 日	午前 10 時から午後 3 時まで	八代市鏡支所	
八代市	平成 18 年 8 月 29 日	午前 10 時から午後 3 時まで	八代市千丁支所	
八代市	平成 18 年 8 月 30 日	午前 10 時から午後 3 時まで	八代市東陽支所	
八代市	平成 18 年 8 月 31 日	午前 11 時から午後 3 時まで	八代市五家荘デ イサービスセン ター	
八代市	平成 18 年 9 月 1 日	午前 10 時から午後 3 時まで	八代市泉支所	
八代市	平成 18 年 9 月 4 日	午前 10 時から午後 3 時まで	八代市 泉農村 研修センター	
八代市	平成 18 年 9 月 5 日	午前 10 時から午後 3 時まで	坂本中央公民館	
八代市	平成 18 年 9 月 6 日	午前 10 時から午後 3 時まで	八代市 南部市 民センター	
八代市	平成 18 年 9 月 7 日	午前 10 時から正午まで	高田校区公民館	
八代市	平成 18 年 9 月 7 日	午後 1 時半から午後 3 時まで	宮地校区公民館	
八代市	平成 18 年 9 月 8 日	午前 10 時から正午まで	郡築校区公民館	
八代市	平成 18 年 9 月 8 日	午後 1 時半から午後 3 時まで	金剛校区公民館	
八代市	平成 18 年 9 月 11 日	午前 10 時から正午まで	八千把校区公民 館	
八代市	平成 18 年 9 月 11 日	午後 1 時半から午後 3 時まで	松高校区公民館	
八代市	平成 18 年 9 月 12 日	午前 10 時から正午まで	植柳校区公民館	
八代市	平成 18 年 9 月 12 日	午後 1 時半から午後 3 時まで	八代市 農事研 修センター	
八代市	平成 18 年 9 月 13 日	午前 10 時から午後 3 時まで	大田郷校区公民 館	
八代市	平成 18 年	午前 10 時から午後 3 時まで	八代市役所 北	

	9 月 14 日		側公用車車庫前
八代市	平成 18 年 9 月 15 日	午前 10 時から午後 3 時まで	八代市役所 北 側公用車車庫前
八代市	平成 18 年 9 月 19 日	午前 10 時から午後 3 時まで	八代市役所 北 側公用車車庫前

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成 18 年 9 月 1 日から 平成 18 年 9 月 29 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

熊本県告示第 784 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄及び馬の雄
- 3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成 18 年 8 月 21 日（月）	午前 10 時から	熊本県農業研究センター （合志市栄 3801）
平成 18 年 8 月 22 日（火）	午前 11 時から	社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター （阿蘇郡西原村河原大野 4332-16）
	午後 1 時 30 分から	ブルーグラス （阿蘇郡高森町高森 2814）
	午後 2 時 30 分から	農事組合法人山鹿酪農組合 （阿蘇郡産山村山鹿 445）

熊本県告示第 785 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 （メートル）	備 考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町上永野字小路 1036 番 1 地先から 同町五郎丸字西谷 679 番 1 地先まで	712.0	単橋改他 合併

2 供用を開始する期日 平成 18 年 7 月 28 日

熊本県告示第 786 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考	
主要 地方 道	芦北坂本 線	葦北郡芦北町大字宮浦字大迫 633 番 1 地先から 同 所 607 番 4 地先まで	前	6.0 ～ 10.0	101.5	単 道 改	
			後	11.0 ～ 13.5	101.5		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 7 月 28 日

熊本県告示第 787 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要 地方 道	玉名山鹿 線	山鹿市坂田字中道		15.8	69.4	24 条工事
		501 番 1 地先から	前	～ 18.0		
		同 所	後	17.6 ～ 22.6	69.4	
		507 番 1 地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 18 年 7 月 28 日

熊本県告示第 788 号

平成 19 年度熊本県老人福祉施設等整備要項を次のように定める。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成 19 年度熊本県老人福祉施設等整備要項

（目的）

第 1 条 この要項は、熊本県が所管する特別養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室、介護老人保健施設並びに養護老人ホーム（以下「老人福祉施設等」という。）の適切な整備を図るため、当該老人福祉施設等の創設又は増築若しくは改築・改修等に係る事項を定めることを目的とする。

（対象事業）

第 2 条 この要項が対象とする事業は、平成 19 年度に実施する事業であって別表に定めるものとする。

（事業計画予定者説明会）

第 3 条 老人福祉施設等に係る別表の事業を行おうとする者に対する説明会は、平成 18 年 8 月 7 日（月）午前 10 時から熊本県庁本館 1002 会議室で実施する。

（事前協議書の提出期限）

第 4 条 老人福祉施設等に係る別表の事業を行おうとする者は、平成 18 年 10 月 2 日（月）午後 5 時までに事前協議書を知事に提出しなければならない。

（事前協議書）

第 5 条 前条に定める事前協議書は、別途知事が定める様式とする。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

別表

施設種別	整備種別	事前協議書提出の対象
特別養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室	創設	県の補助金を受けて行う事業及び自己資金（法人の場合、寄付金及び借入金）のみで行う事業
	定員増を伴う増築	
	定員増を伴わない改築・改修	県の補助金を受けて行う事業
介護老人保健施設	創設	県の補助金を受けて行う事業及び自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）のみで行う事業
	定員増を伴う増築	自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）のみで行う事業
養護老人ホーム	定員増を伴わない改築	県の補助金を受けて行う事業

公 告

熊本県公告第 572 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市石貫 3995 番地 2
- 2 築造者の氏名 今村 眞由美
- 3 道路の位置 玉名市石貫字井ノ浦 4184 番 10 及び同字大柴尾 3955 番 3
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 57.90 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 7 月 6 日
- 7 指定番号 玉名景建第 18 号

熊本県公告第 573 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町植木 157 番地 6
- 2 築造者の氏名 有限会社橋本不動産
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字平野字中原 153 番 4
- 4 道路の幅員 6.03 メートルから 6.10 メートルまで
- 5 道路の延長 42.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 7 月 12 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 12 号

熊本県公告第 574 号

熊本市白浜土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	村 上 元 巳	熊本市河内町白浜 2241 番地
〃	村 上 政 巳	熊本市河内町白浜 1961 番地 1
〃	藤 森 義 人	熊本市河内町白浜 16 番地
〃	高 本 泰	熊本市河内町白浜 907 番地
〃	木 下 正 未	熊本市河内町白浜 948 番地
〃	田 中 秀 則	熊本市河内町白浜 2025 番地

監事	横 田 和 文	熊本市河内町白浜 229 番地
”	上 野 勝 正	熊本市河内町白浜 980 番地
就任		
理事	高 本 泰	熊本市河内町白浜 907 番地
”	木 下 正 未	熊本市河内町白浜 948 番地
”	藤 森 義 人	熊本市河内町白浜 16 番地
”	田 中 秀 則	熊本市河内町白浜 2025 番地
”	上 野 正 博	熊本市河内町白浜 822 番地
”	中 川 正 義	熊本市河内町白浜 936 番地
監事	東 涉	熊本市河内町白浜 1863 番地 1
”	横 田 成 人	熊本市河内町白浜 878 番地 2

熊本県公告第 575 号

熊本市小白土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	村 上 政 巳	熊本市河内町白浜 1961 番地 1
”	上 野 勝 弘	熊本市河内町小天 8289 番地
”	藤 森 義 人	熊本市河内町白浜 16 番地
”	田 中 秀 則	熊本市河内町白浜 2025 番地
”	木 下 正 未	熊本市河内町白浜 948 番地
”	大 保 博 之	熊本市河内町小天 8094 番地
”	城 西 峰 行	熊本市河内町小天 614 番地 1
”	上 村 忠 孝	熊本市河内町小天 703 番地
監事	岩 永 幹 生	熊本市河内町小天 977 番地
”	大 保 源 一	熊本市河内町小天 6207 番地
”	村 上 元 巳	熊本市河内町白浜 2241 番地
”	高 本 泰	熊本市河内町白浜 907 番地
就任		
理事	上 野 勝 弘	熊本市河内町小天 8289 番地
”	藤 森 義 人	熊本市河内町白浜 16 番地
”	大 保 源 一	熊本市河内町小天 6207 番地
”	大 保 博 之	熊本市河内町小天 8094 番地
”	城 西 峰 行	熊本市河内町小天 614 番地 1
”	中 川 正 義	熊本市河内町白浜 936 番地
”	上 野 正 博	熊本市河内町白浜 822 番地
”	田 中 秀 則	熊本市河内町白浜 2025 番地
監事	高 本 泰	熊本市河内町白浜 907 番地
”	木 下 正 未	熊本市河内町白浜 948 番地
”	上 村 忠 孝	熊本市河内町小天 703 番地
”	岩 永 幹 生	熊本市河内町小天 977 番地

熊本県公告第 576 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 4 項の規定により、次のとおり公告のうえ縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

実施期間	縦覧ができる場所	縦覧に供する書類
平成 18 年 7 月 28 日から 8 月 10 日までの 14 日間	菊池地域振興局林務課及び庁舎敷地内に設置してある提示板 (菊池市隈府 1272-10)	北向山特別保護地区の指定に関する指針案等
平成 18 年 7 月 28 日から 8 月 10 日までの 14 日間	阿蘇地域振興局林務課及び庁舎敷地内に設置してある提示板 (阿蘇市一の宮町宮地 2402)	北向山特別保護地区の指定に関する指針案等

熊本県公告第 577 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 7 月 6 日
- 2 名称
NPO 法人宇城きぼうの家
- 3 代表者の氏名
右山 剛
- 4 主たる事務所の所在地
宇城市不知火町高良 2710 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、回復途上にある在宅精神障害者に対して、共同作業や機能訓練等に関する事業を行い、生活意欲の改善と社会的自立に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 578 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 7 月 5 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ワークショップいふ
- 3 代表者の氏名
露野 邦子
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市水前寺六丁目 41 番 5 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、県民に対して生活・環境の向上を図るため、男女共同参画社会の実現に向けた調査、意識啓発、まちづくりや環境保全に関する提言・意識啓発、介護福祉に係る情報提供、女性の自立のサポート及び地域の特産物の掘り起こしに関する事業を行い、不特定多数のものの利益に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 579 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 7 月 6 日
- 2 名称
特定非営利活動法人とら太の会
- 3 代表者の氏名
山下 順子
- 4 主たる事務所の所在地
八代市妙見町 2377 番地 3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、八代市・郡やその周辺の地域に居住する幼児、児童、障害者及び高齢者に対し、保育に関する事業、グループホームに関する事業及び高齢者一時預かりに関す

る事業等を行い、共に学び共に育ち合うことを目標として、人権の擁護や子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 580 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 7 月 8 日
- 2 名称
特定非営利活動法人自立生活センターヒューマンネットワーク熊本
- 3 代表者の氏名
東 俊裕
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市大江五丁目 5-29
- 5 定款に記載された目的
本会は障害を持って生きることが普通の事なのだという考えを基に広範な障害を持つ人たちや高齢の方々が、地域の中で自分らしい生き方が出来るよう、自立支援や権利擁護などに関する事業を行い、障害を持つ当事者のこれまでの経験を生かして、高齢者や子どもたちなど全ての人が共に安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とします。

熊本県公告第 581 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 7 月 9 日
- 2 名称
NPO 法人菊池ひまわりの会
- 3 代表者の氏名
崎村 弥生
- 4 主たる事務所の所在地
菊池市野間口字木の本 567 番 4
- 5 定款に記載された目的
この法人は、県内の障害者に対して、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者がその尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

登 載 依 頼

熊 本 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 公 告

熊本県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成17年度決算の要旨を公告する。
平成18年7月28日

熊本県市町村職員共済組合
理 事 長 富 永 清 次
(単位:千円)

損益計算書の要旨

	経 理 区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	貸 付	物 資	基 礎 年 金 支 払
収 入	負 担 金		13,711,846	138,108	167,221			
	短期負担金	4,110,885						
	介護負担金	334,378						
	掛 金		7,500,073		167,098			
	短期掛金	3,647,737						
	介護掛金	334,308						
	短期任意継続掛金	210,512						
	介護任意継続掛金	21,823						
	基礎年金交付金		1,816,903					
	組合員貸付金利息					366,243		
	受託商品手数料						42,678	
	基礎年金国庫金							1,413,334
	連合会からの交付金				5,844	23,023		
	利息及び配当金		1,388,183	350	61	586	19,486	
支 出	短期利息及び短期配当金	85						
	介護利息	1						
	その他収入	803,888	25,460	10			27,740	
	他経理から繰入			64,713				
	前年度繰越支払準備金	781,064	17					
	前期損益修正益	270	161		3			
	前年度繰越長期給付積立金		87,408,758					
	計	10,244,951	111,851,401	203,181	340,227	389,852	89,904	1,413,334
	給 付 金	5,034,162	20,769,785					
	基礎年金							1,412,242
	役職員給与			122,724	18,654	24,511	24,176	
	厚生費			199	302,473	42	32	
	旅費・事務費			13,302	4,825	4,993	3,469	
	委託費			11,938	3,366	100	158	
	賃借料			3,824	6,650	8,381	8,273	
	普及費			3,608		3,291	3,234	
	負担金			19,854	2,773	3,965	3,821	
	貸倒引当金繰入						16,148	
	支払利息					310,058	16,281	
	老人保健拠出金	1,970,919						
	退職者給付拠出金	1,219,805						
	介護納付金	682,400						
	連合会分担金			16,002	179			
	連合会払込金	147,846				18,116		
	連合会拠出金	260,253						
	貸付債権保全金					15,269		
	基礎年金拠出金負担金		5,504,489					
	他経理へ繰入	24,849	39,864					
	その他支出	76,897		2,809	65	1,903	14,312	1,092
	次年度繰越支払準備金	815,090						
	前期損益修正損	183	333		7			
	次年度繰越長期給付積立金		85,536,930					
	計	10,232,404	111,851,401	194,260	338,992	390,629	89,904	1,413,334
差引当期利益金又は当期損失金(△)			0	8,921	1,235	△777	0	0
差引当期短期利益金又は当期短期損失金(△)		5,427						
差引当期介護利益金又は当期介護損失金(△)		7,120						

貸借対照表の要旨

資 流 動 資 産	1,230,226	13,998,382	399,904	267,688	218,495	943,302	
資 産 固 定 資 産		71,538,548	6,778		15,636,616		
資 産 合 計	1,230,226	85,536,930	406,682	267,688	15,855,111	943,302	0
負 流 動 負 債	403,743		1,145	995	8,579	83,247	
負 固 定 負 債	815,090		154,234	28,769	14,959,435	795,664	
負 債 合 計	1,218,833	0	155,379	29,764	14,968,014	878,911	0
資 本 剰 余 金			491				
資 長 期 給 付 積 立 金		85,536,930					
資 利 益 剰 余 金	18,260		250,812	237,924	887,097	64,391	
資 欠 損 金	6,867						
資 本 合 計	11,393	85,536,930	251,303	237,924	887,097	64,391	0
負 債 ・ 資 本 合 計	1,230,226	85,536,930	406,682	267,688	15,855,111	943,302	0

